

# 組合そくほう

全大教ホームページ <http://www.zendaikyo.or.jp/>  
信州大学教職員組合 URL <http://www7a.biglobe.ne.jp/~akarenga/>

信州大学教職員組合事務局  
直通電話：0263-33-0933 (FAX 兼用)  
内 線：811-2341  
[akarenga@kbf.biglobe.ne.jp](mailto:akarenga@kbf.biglobe.ne.jp)

通算 862 号 2019 年 1 月 11 日発行

## 給与の改定に関する団体交渉を行いました

2 回の交渉決裂！ 大学側、人事院勧告に沿って月例給・ボーナス改定へ

◇第 1 回目交渉 11 月 5 日 ◇第 2 回目交渉 11 月 15 日

法人側から人事院勧告に準拠し月例給平均改定率 0.2%、ボーナス 0.05 月分の引き上げをおこなわないとの説明がありました。これに対し組合側は①これまでの経緯（震災での引き下げ、55 歳以上の給与頭打ち、退職金引き下げ（決裂）、中堅職の俸給表引き下げ改正等々）で我慢してきました。②人事院勧告は国家公務員に適用、法人化された大学は民間法制の枠組で議論されるべき。③信大の給与等は他大学と比べて低い。④優秀な人材確保が困難になる。⑤社会情勢の賃上げ要求（首相の財界への 3%以上賃上げ要求等）がある等を主張し、人勧を上回る引き上げを要求しました。

2 回の交渉で、様々な資料を根拠にねばり強く訴えたますが、法人側の主張は変わらず、交渉は合意に至りませんでした。

これによって法人側は月例給平均改定率 0.2%、ボーナス 0.05 月分、月例給については 4 月に遡って上乘せ支給をすることになります。組合としては法人側の強行姿勢に異を唱えつつ、さらなる賃金・労働改善を交渉の場で要求していく予定です。

---

## 第 29 回医科系大学教職員懇談会（医大懇）に参加して

病院支部 唐澤達典

この度、11 月 10、11 日に名古屋大学医学部附属病院で行われた、第 29 回医科系大学教職員懇談会（医大懇）に参加してきましたので報告します。参加者は群馬大学、秋田大学、岡山大学、山口大学、神戸大学、琉球大学、北海道大学、徳島大学、大阪大学などから多くの医療従事者が集まりました。

オープニングは名古屋大学職員組合の皆さんによる和太鼓演奏から始まり、その迫力に驚かされました。

今回は「安全・安心な医療、安心して働き続けられる大学病院を」のテーマで開催され、記念講演として、講師は名古屋大学大学院法学研究科教授の大河内美紀先生による「暮らしの中の憲法」が講演されました。その後、分科会に分かれて討論が行われました。

分科会は以下の 4 つのテーマで行われました。

第 1 分科会「安全・安心の医療をめざして、教職員の労働条件改善--看護師を中心に--」

第 2 分科会「安全・安心の医療をめざして、教職員の労働条件改善」

第 3 分科会「魅力ある組合と組織づくり」

第 4 分科会「子育て世代に必要な労働環境～次世代育成のためにできること～」

私は第3分科会「魅力ある組合と組織づくり」に出席しました。そこでは以下の組合員を増やし、活動していくかが話し合われました。その中で、各大学の活動報告や入職時のオリエンテーションに関してノウハウを教えていただき、たいへん参考になりました。

また、厚労省が労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン（新ガイドライン）が発出されたこと、また労働時間法制が見直され2019年4月1日より残業時間に上限が設けられるという情報を得ることもできました。

同じ環境で働く環境を改善しようと頑張っている参加者と話し合うことができ、貴重な経験をさせていただきました。

---

## **（緊急声明） 国立大学の運営費交付金「評価配分枠」の即時撤廃を求めます** **——政府・財務省は、これ以上大学を壊すな——**

2018年12月27日 全国大学高専教職員組合中央執行委員会

本年11月20日、財務省の財政制度等審議会は「平成31年度予算の編成等に関する建議」の中で「評価に基づいて配分する額を運営費交付金のまずは10%程度、1,000億円程度にまで拡大する」との提案を行い、12月21日にそのまま政府予算案として閣議決定されました。このような「評価に基づく予算の傾斜配分」は、研究の「生産性」の名の下に国立大学の教育・研究基盤を壊すものであり、国会審議の中で速やかに撤廃されることを求めます。

運営費交付金は国立大学の教育研究費や人件費などの基盤的経費として国から支払われるものであり、国立大学の自由な教育研究を支える最も大切な資金です。しかし2004年に国立大学が法人化されて以降、運営費交付金は約1,400億円も減少しています。その結果、各地の大学では退職教員の後任が採用できず授業を開講できない、壊れた設備が修理できない、実験に必要な道具が買えずに授業ができないなど、研究だけでなく教育にまで深刻な影響が生じています。とりわけ、規模の小さな地方国立大学への打撃は深刻です。

さらに近年、政府は運営費交付金を減らすだけでなく、「評価配分枠」の仕組みを設けました。これは、各国立大学に配分するはずの運営費交付金から一定額を取り上げ、改革などに「実績」を挙げたと評価された国立大学へ重点的に傾斜配分するという「選択と集中」の仕組みです（2018年度は約300億円）。しかしこの仕組みは大学の教育・研究をかえって阻害しています。

なぜなら各大学は「実績」を挙げるために短期間で達成できるような教育・研究にばかり力を入れるようになるからです。そして教職員は見栄えのよい説明資料の作成に時間と労力を割かれ、教育・研究のための時間が奪われています。

また、ひとたび「評価配分枠」で多めに交付金を受け取っても翌年はどうなるか全くわかりません。各大学では中長期の予算の見通しがつからないため、若手研究者や事務職員の非正規雇用化が進んでいます。したがって「評価配分枠」という傾斜配分のやり方は、中長期的な視点で計画・実施されるべき教育・研究の基盤を破壊していきます。

また、国立大学協会も声明等で指摘しているように、財務省が財政制度等審議会に提出した資料では、データの根拠が不明確であったり、データの使い方が恣意的・不適切と思われる点が複数存在しており、審議資料としては「落第」といわざるを得ません。このような資料をもとに策定された建議に基づく政府予算案の国立大学法人運営費交付金の「評価配分」部分は撤廃し、基盤的経費として措置しなくてはなりません。

このまま運営費交付金の配分にあたり「評価配分」方式が拡大していけば、地方の小規模な国立大学を中心として、存立に関わる壊滅的な打撃を受けるでしょう。したがって、私たちは「評価配分枠」の即時撤廃を求めます。

また、大学関係者の方々には、この問題を周囲の人々に伝え、自分の大学が置かれている状況をそれぞれの可能な方法で発信していくことを強く訴えます。